

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## しょうがいじつうしよしえん りよう 障害児通所支援を利用するまでのながれ



まどぐち しょうがいしゃしえんか てんわ およ かくしよしよ ふうしたんとうまどぐち  
窓口 障がい者支援課 電話 35-0294 及び 各支所障がい福祉担当窓口



※相談支援専門員はサービス等の利用状況を定期的に検証（モニタリング）し、状況に応じて計画の見直しを行います

# にちじょうせいかつ しえん 日常生活の支援

## しょうがいじつうしよしえん りょう ひよう 障害児通所支援を利用したときの費用



しょうがいじつうしよしえん りょう げんそく ひよう わり りょうしゃ ふたん  
障害児通所支援を利用したときは、原則として費用の1割を利用者が負担します

ただし、しよとく おう しょうげんがく き ふたん おも  
ただし、所得に応じて上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています

### りょうしゃふたん しょうげんがく 〈利用者負担の上限額〉

くぶん 区分	たいしやう かた 対象となる方	りょうしゃふたん しょうげんがく 利用者負担の上限額 (月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご せたい かた 生活保護世帯の方	りょうしゃふたん 利用者負担なし
ていしよとく 低所得	しちやうそんみんぜいかぜい せたい かた 市町村民税非課税世帯の方	
いっばん 一般1	しちやうそんみんぜいかぜい せたい せたい しよとくわり ごうけいがく 市町村民税課税世帯のうち、世帯の所得割の合計額が まんえんみまん かた 28万円未満の方	4,600円 <sup>えん</sup>
いっばん 一般2	しちやうそんみんぜいかぜい せたい いっばん がいとう かた 市町村民税課税世帯のうち、「一般1」に該当しない方	37,200円 <sup>えん</sup>

### せたい はんい 「世帯」の範囲について

しんせいしゃ ほごしゃ そく じゅうみんひやうじやう せたい  
申請者(保護者)の属する住民票上の世帯

### みしゅうがくじ りょうしゃふたながく けいげん 未就学児の利用者負担額の軽減について

じどう ふくすう せたい しよとく おう りょうしゃふたながく けいげん そち たいしやう ばあい  
児童が複数いる世帯は、所得に応じて利用者負担額の軽減措置の対象となる場合があります

また、まん さい になって初めての がつ にち さい とし ねんかん ねんしやう ねんちやう ねんちやう については、りょうしゃふたん しよとく  
にかかわらず、むしやう  
無償となります

